

令和元年度第 1 4 回庁議提案 審議・報告・その他  
 提出 日：令和元年 1 0 月 2 9 日  
 担当部・課：建設部下水道管理課〔内線 5 6 8 2〕

① 件 名	
下水道排水設備工事指定店及び責任技術者の欠格事項の見直し等について	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
<p>【背景】          成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 2 8 年法律第 2 9 号）及び成年後見制度利用促進基本計画（平成 2 9 年 3 月 2 4 日閣議決定）に基づく、成年被後見人等（※）の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年 6 月 7 日に成立し、同月 1 4 日に公布されたことに伴い、国土交通省より通知があったことから、関係条例である石巻市下水道条例の改正が必要となった。          ※成年被後見人等：成年被後見人及び被保佐人</p> <p>【目的】          成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格事項その他の権利の制限に係る措置の適正化を図る。</p>	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
<p>【根拠法令等】          成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 2 8 年法律第 2 9 号）          成年後見制度利用促進基本計画（平成 2 9 年 3 月 2 4 日閣議決定）          成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年 6 月 7 日成立、同月 1 4 日公布）          標準下水道条例について（令和元年 9 月 2 日付け国水下企第 4 6 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
<p>令和元年 6 月 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の公布          9 月 標準下水道条例の改正について（国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課長通知）</p>	
⑤ 主な内容	
1 排水設備工事指定店の申請を行う者の欠格事項の規定のうち、一部を次のとおり見直す。	
現行	改正後
(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者	(1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 (2) 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
2 排水設備責任技術者の登録を行う者の欠格事項の規定のうち、一部を次のとおり見直す。	
現行	改正後
(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者	(1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 (2) 精神の機能の障害により責任技術者職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
また、今回の改正に伴い、上記 1 の申請又は 2 の登録後に当該事項に該当することとなった場合は、速やかに届け出ることとする。	

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 下水道排水設備工事指定店の指定及び責任技術者の登録資格等について、適正な運用が図られる。</p> <p>【市財政への負担】 無し</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
各市町村においても同様の改正を行う。
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和元年 12月 市議会第4回定例会に石巻市下水道条例の一部改正について提案 (施行予定年月日：公布の日)
⑨ その他